

契約締結時交付書面 兼 投資顧問契約書

(シストレ 24、マイメイト取引)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 4 の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

この書面をよくお読み下さい。

◇商号 インヴァスト証券株式会社
◇住所 〒103-0004 東京都中央区東日本橋 1-5-6

I 投資顧問契約の内容

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

II クーリング・オフの適用

この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりです。

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間（以下、「クーリング・オフ適用期間」といいます。）、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 投資助言報酬はスプレッドからいただいておりますので、クーリング・オフ適用期間中に書面による契約の解除を行った場合でも、解除時までに行った取引数量に応じて算定した報酬の額は受領します。
- ④ 契約解除に伴う損害賠償、違約金および投資顧問契約に要した費用は請求いたしません。
- ⑤ 契約解除の書面が当社に到着した時点において、未決済建玉が存在する場合、当社の任意のタイミングで、お客様の全建玉を強制決済いたします。強制決済を行った結果の損益は、すべてお客様に帰属します。

III クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、書面による意思表示で解除することができます。なお、投資顧問契約を解除するとすべての店頭外国為替証拠金取引および店

店頭 CFD 取引口座の解約となりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。

※シストレ 24 およびマイメイトを除く、店頭外国為替証拠金取引および店頭 CFD 取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

IV 禁止事項

金融商品取引業者は、次のことが法律で禁止されています*。

①金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方としてまたは当該顧客のために一定の金融商品取引業(金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為)を行うこと。

②金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、または当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託されること。

③金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、または顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

※ 当社は金融商品取引業等に関する内閣府令第 95 条第 2 項各号の規定により、上記①乃至③の禁止の適用を受けません。

金融商品取引業等に関する内閣府令第 106 条に規定された記載事項のうち、上記以外のものは投資顧問契約書に記載しております。同契約書の内容を十分に確認の上、ご自身の責任において行ってください。

投資顧問契約書

お客様がインヴァスト証券株式会社（以下「当社」という）に対価を支払って、当社から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約（以下「本契約」という。）を締結しました。

（投資顧問契約の締結）

- 第1条 お客様は、自己の投資資産の運用に関し、当社から継続的に有用な情報の供与を受けることを当社に申し入れ、当社は法令の規定及び本契約の本旨に従い、お客様のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾しました。
- 2 お客様は、前項の投資助言サービスの提供を受けるにあたり、事前に当社が別途規定する「店頭外国為替証拠金取引約款」並びにその他諸規程（以下、「約款等」という。）を承諾するものとします。

（助言の内容および方法）

- 第2条 当社は、店頭外国為替証拠金取引「シストレ24」および「マイメイト」において自動売買取引を行うにあたり、売買シグナルを提供することで有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行います。
- 2 この投資助言サービスを提供する当社の担当者及び当社への連絡方法は、次のとおりです。
- (1) 分析者・投資判断者、助言者 佐伯 拓哉
- (2) 当社への連絡方法
- ①電話番号 0120-659-274（受付時間：土日、元日を除く9時～17時）
- ②メールアドレス imr-info@invast.jp

（投資判断）

- 第3条 お客様は、前条に定める投資判断の助言に基づき、当社の助言を参考にし、投資判断を行うものとします。

（秘密の保持）

- 第4条 当社は、本契約に関連して知りえたお客様の財産状況その他の事情については、秘密を厳守します。
- 2 お客様は、当社の承諾なくして次の行為をしてはならないものとします。
- (1) 投資助言サービスの内容を第三者に漏らす行為。
- (2) 当社の投資助言サービスを第三者と共同して利用する行為。

（報酬の額及び支払いの時期）

- 第5条 本契約によりお客様が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとし

ます。

(1) 投資助言報酬

シストレ 24 およびマイメイトにおける投資助言報酬は、すべての通貨ペア 1,000 通貨あたり 1 円（税込）です。

(2) 報酬等の支払い時期及び方法

投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収いたします。

(運用の責任等)

第 6 条 投資資産の運用は、お客様の意思に基づき、お客様により行われるものであり、当社の助言はお客様を拘束するものではありません。

- 2 当社は、お客様の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、またはお客様に対する特別の利益の提供は行わないものとします。

(契約期間)

第 7 条 本契約は、期間の定めのないものとします。

(契約書の事項の変更)

第 8 条 本契約書に記載した事項は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ上で開示し、重要な変更については、書面またはメールをもってお客様に通知いたします。

- 2 お客様が第 1 項の変更に異議がある場合は、当社が都度定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様は当該変更に同意したものとします。
- 3 第 2 項にかかわらず、第 1 項の変更の通知後にお客様が「シストレ 24」又は「マイメイト」において決済取引以外の取引を行った場合は、当該変更に同意したものとみなします。

(投資助言の記録)

第 9 条 投資助言サービスに係る記録は、当社が指定する方法によりお客さまに交付するものとします。また、当社はその裁量により記載項目あるいは様式の変更を適宜行えるものとします。

(契約の終了)

第 10 条 本契約は、次の事由により終了します。

- (1) お客様が、本契約、約款等の条項または記載内容のいずれかに違反した場合
- (2) お客様が、約款等の解約条項に該当した場合。
- (3) お客様が法令に違反した場合。

- (4) お客様が当社に提供した情報に虚偽があった場合。
 - (5) お客様が当社の業務の運営または維持を妨げていると当社が判断した場合。
 - (6) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (7) お客様が破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きを申立てまたは申し立てられた場合。
 - (8) 当社が業務上、その他の理由により投資助言サービスに係る業務を終了した場合。
 - (9) その他の事情により、本契約を解約することがやむを得ないと当社が判断した場合。
- 2 本契約が事由の如何を問わず終了した場合、当社はその責任を負わないものとします。
 - 3 本契約が事由の如何を問わず終了した場合、当社はお客様から受領した書面、データ等を返還する義務を負わないものとします。
 - 4 本契約が事由の如何を問わず終了した場合でも、当社は既にお客様から受領した報酬を返還する義務を負わないものとします。

(免責事項)

第11条 当社は、約款等に規定する免責事項のほか、次に掲げる事項により生じるお客様または第三者の損害または損失などについて、その一切の責任を負わないものとします。なお、本条は例示的記載であり、免責対象となる損害または損失はこれらに限りません。

- (1) 通信回線及び通信機器、システム機器等の瑕疵または障害（天変地異等の不可抗力によるものを含む。）、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延、コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により生じた損害または損失。
- (2) お客様の誤発注、誤操作により生じる損害または損失。なお、誤発注、誤操作には、お客様の錯誤によりストラテジー又はAIの選択を誤ったことに起因する事由も含まれます。
- (3) 投資助言サービスの誤謬、逸脱、停滞、省略、中断、終了等による損害または損失。
- (4) 投資助言サービスを利用または参考にして執行した、いかなる種類の商品の取引に関する損害または損失。
- (5) 当社のシステムメンテナンス等により、お客様が外国為替証拠金取引を行うことができなかったことにより生じる損害または損失。
- (6) 当社の推奨環境ではない状態で、当社のシステムを使用したことによる損害または損失。
- (7) 当社が提示する外国為替レートが市場実勢レートとかい離していた等の事由に起因し、お客様の注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消したことにより生じた損害または損失。
- (8) 当社が提供するマーケット・外国為替レートの状況および予測、並びにパフォーマンス

ンス（シミュレーションによる損益及び外国為替相場に起因する実績を含む。）等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性または適時性を一切保証するものではないため、お客様が、当社から提供される情報若しくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的損害、間接的損害、派生的損害またはその他一切の損害または損失。

（9）お客様が投資助言サービスを利用したことによる通常損害、特別損害、付随的損害、間接的損害、派生的損害、その他一切の損害または損失（逸失利益、機密情報、データ若しくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、またはその他の金銭的損失を含むが、これらに限定されない。）。

（10）その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生による損害または損失。

（優先弁済権）

第12条 お客様は、投資顧問契約により生じた債権に関し、金融商品取引業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しますが、当社は第一種金融商品取引業者のため、営業保証金の供託は行っておりません。

（合意管轄）

第13条 本契約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

（契約外事項の協議）

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、お客様と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

（他の規定等の準用）

第15条 本契約に定めのない事項については、「店頭外国為替証拠金取引契約約款」「店頭外国為替証拠金取引 インターネット取引説明書」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

以上

2020年12月14日